

# 衆議院予算委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 1 月 29 日（月）、第 1 回の委員会が開かれました。

## 1 理事の補欠選任

- ・理事の補欠選任を行いました。

補欠選任 理事 奥野総一郎君（立憲）（理事後藤祐一君去る 26 日委員辞任につきその補欠）

補欠選任 理事 山井和則君（立憲）（理事逢坂誠二君去る 26 日委員辞任につきその補欠）

## 2 国政調査承認要求に関する件

- ・予算の実施状況に関する事項について、国政調査承認要求をすることに協議決定しました。

## 3 予算の実施状況に関する件

- ・政治資金問題等について、岸田内閣総理大臣から発言がありました。

- ・政治資金問題等について、岸田内閣総理大臣、松本総務大臣、小泉法務大臣、鈴木財務大臣及び政府参考人に集中審議を行いました。

（質疑者）丹羽秀樹君（自民）中川康洋君（公明）、大西健介君（立憲）、階猛君（立憲）、山井和則君（立憲）、藤田文武君（維教）、塩川鉄也君（共産）、古川元久君（国民）、緒方林太郎君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 丹羽秀樹君（自民）

#### 政治資金問題等

- ア 政治資金規正法に違反した場合の政治の側の責任の在り方、いわゆる連座制も含めて議論を進める必要性
- イ 自由民主党政治刷新本部の「中間とりまとめ」（令和 6 年 1 月 25 日）で掲げたルールを、党内だけでなく国会の場において議論を行う必要性
- ウ 自由民主党の派閥（政策集団）を解体し、党の機能、ガバナンスを強化する必要性
- エ 自由民主党として今回の事案の実態解明に取り組む必要性
- オ 政治の刷新に向けて様々な問題が山積している中、真に国民のための政治の実現に向けた岸田内閣総理大臣の覚悟

### 中川康洋君（公明）

#### 政治資金問題等

- ア 政治資金問題等をめぐる岸田内閣総理大臣の説明責任及び国民への信頼回復等に向けた決意
- イ いわゆる連座制の強化に向けて自由民主党総裁でもある岸田内閣総理大臣が政治資金規正法の改正を決断する必要性
- ウ いわゆる政策活動費の使途公開の義務付けを与野党を超えて議論する必要性

### 大西健介君（立憲）

#### （1）派閥の解消

- ア 岸田内閣総理大臣が本部長を務める自民党の政治刷新本部における議論の途中段階で、派閥を離脱したはずの岸田内閣総理大臣が岸田派の解散を宣言したことについての説明
- イ 岸田内閣総理大臣が政治刷新本部の本部長でありながら派閥全廃に踏み込まなかった理由
- ウ 宏池会の解散は政治団体の解散を意味することの確認及び宏池会に残っている財産の処理方法

- エ 宏池会会計責任者の略式起訴に係る会長としての岸田内閣総理大臣の説明責任
- オ 派閥の推薦によって構成されている岸田内閣が総辞職する必要性

(2) 政治資金問題

- ア 自民党の衆参両議員のうち裏金を受け取った人数
- イ 同問題につき、第三者委員会等を設置し公正中立に調査する必要性
- ウ 裏金問題を起こした自民党が政党助成金を受けることの妥当性についての岸田内閣総理大臣の見解

(3) 衆議院議員岸田文雄先生内閣総理大臣就任を祝う会（2022年6月12日）

- ア 同会の開催が政治資金収支報告書に書かれていないことが、政治資金規正法違反の不記載に当たる可能性
- イ 同会のように政治資金収支報告書に記載することなく任意団体の主催としてパーティーを行うことは脱法行為であるとの考え方に対する岸田内閣総理大臣の見解
- ウ 同会の案内状、会費の収入、支出の明細等の関係資料提出の要請

**階猛君（立憲）**

(1) 自由民主党の派閥の政治資金を巡る問題

- ア パーティー券収入の一部を裏金として受け取っていた議員数
- イ 裏金の定義や受け取った人数についての岸田内閣総理大臣の認識
- ウ 裏金が必要だった理由
- エ 裏金を受け取った議員に対して、裏金分を修正申告し納税義務を果たすよう、岸田内閣総理大臣から指示する必要性
- オ 安倍派に所属する参議院議員が参議院選挙の年に受け取った裏金の使途を早急に調査する必要性
- カ 本問題の実態解明に要する期間

(2) 政策活動費の在り方

- ア 自民党政治刷新本部の「中間とりまとめ」で政策活動費に触れていない理由
- イ 選挙買収罪の原資を提供した者や政治資金収支報告書の不記載を指示した者が処罰されることの確認並びに河井克行元衆議院議員及び河井案里元参議院議員の公職選挙法違反事件に関して、二階元幹事長を捜査する必要性に対する小泉法務大臣の見解
- ウ 自民党総裁で政治刷新本部本部長でもある岸田内閣総理大臣が、政策活動費が選挙買収の原資になっていないかを調査し国会に報告する必要性
- エ 政策活動費の残額は雑所得に分類され課税対象となることの確認
- オ 多額の政策活動費を受け取っている議員について、その残額の取扱いが適切になされているか調査し公表する必要性
- カ 政策活動費という費目を廃止する必要性
- キ 野党各党が政策活動費の廃止に賛成した場合の自民党の対応
- ク 岸田内閣総理大臣が政策活動費の廃止を考えていないことの確認

**山井和則君（立憲）**

政治資金問題

- ア 政治資金収支報告書について不記載等の指摘を受けている自由民主党所属議員数
- イ 同問題についてマスコミや野党が調査するのではなく、岸田内閣総理大臣自らが該当する議員の氏名や金額等の一覧表を公表する必要性
- ウ 予算審議開始予定である2月5日（月）までに当該一覧表を提出することの確認
- エ 旧統一教会に係る問題について各議員にアンケートを取った時と同様に、政治資金問題について

も予算審議開始までに当該一覧表を提出することの確認  
オ 岸田内閣総理大臣が各議員に同問題について確認し、今週中に結果を発表することの確認

**藤田文武君（維教）**

- (1) 自由民主党の派閥における裏金問題
  - ア 自主申告による全件調査を実施する必要性
  - イ 長期間にわたり組織的に違法行為が繰り返されてきたことについての岸田内閣総理大臣の見解
  - ウ 政治刷新本部における中間取りまとめ
    - a 法改正を含めた具体的な実施時期とその方法
    - b 与野党による政治資金制度改革の議論の在り方
    - c 各党具体案の明示による改革競争の必要性
    - d 最終的な取りまとめ案の提示時期
- (2) 自由民主党における派閥のガバナンス
  - ア 党内での派閥の位置づけ
  - イ 位置づけが曖昧な派閥が肥大化し、政府にも影響を及ぼしている実態についての岸田内閣総理大臣の見解
  - ウ 派閥の根本的な解消の必要性
- (3) 政策活動費
  - ア 岸田内閣総理大臣の政策活動費に係る領収書及び帳簿の保存及び管理状況
  - イ 他の自由民主党所属議員の領収書及び帳簿の保存及び管理状況
  - ウ 岸田内閣総理大臣から議員等に対し政策活動費から現金を配付した事実の有無
  - エ 自由民主党内において政策活動費として現金の收受が常態化していたのではないかとの意見についての岸田内閣総理大臣の認識
  - オ 政治資金規正法を改正し政策活動費を廃止する必要性
- (4) 旧文書通信交通滞在費の使途公開及び残金返納の実施
- (5) 政治資金の寄附に係る公開基準の見直しの必要性

**塩川鉄也君（共産）**

- (1) 自民党派閥の裏金問題の実態解明に向けた調査
  - ア 全議員を対象とした調査を実施する意向の有無
  - イ 岸田内閣総理大臣が言及する関係者の範囲
  - ウ 調査対象を政治資金収支報告書を修正した議員のみに絞る可能性
  - エ 自民党所属議員全員の調査を実施する必要性
  - オ 派閥によるため込みの問題が調査の対象に含まれるかの確認
  - カ 調査対象に岸田派を含むかの確認
- (2) 岸田派の政治資金収支報告書不記載問題
  - ア 元会計責任者が収支報告書に記載しなかったパーティー収入 3,059 万円の所在
  - イ 2021 年に会計責任者が交替した後も収支報告書の不記載が見逃されてきた理由
  - ウ 上記イについての調査の有無
  - エ 2018 年から 3 年間の各年の不記載金額の内訳
  - オ 収支報告書の訂正により 2020 年の派閥のパーティー収入が 896 万円増加した一方で購入者数が変わらない理由
  - カ 2018 年より前の不記載、虚偽記入についての調査を実施する意向の有無
  - キ 2020 年の派閥パーティーについて、実際のパーティー券購入者について明らかにする必要性

古川元久君（国民）

- (1) 政党のガバナンスルールについて定める政党法を制定する必要性
- (2) 党のガバナンスに対する信頼を回復するまで自民党が政党交付金の受取を辞退する必要性
- (3) 所属議員に問題があった際に政党交付金の全部又は一部の支給停止を可能とする政党助成法改正に対する岸田内閣総理大臣の所見

緒方林太郎君（有志）

政策活動費

ア 納税関係

- a 政治活動以外に支出した場合の所得税納税義務
- b 政治活動のための支出であることの立証責任の所在
- c 税務調査の際に政治家本人が説明責任を有することの確認

イ 政策活動費の受領に伴う高い説明責任と透明性

- a 岸田内閣総理大臣自身の対応についての現時点での国民の理解に対する認識
- b 岸田内閣総理大臣の言う高い説明責任と透明性の定義

ウ 不透明性

- a 他の費目については収支報告をする中で政策活動費の透明性を下げることが政治活動の自由を保障するために必要とされる理由
- b 不透明性を保つ法的な利益

エ 政策活動費が、現在でも公職の候補者の私的経済へ流用されるとは考えられないとする解釈に基づき運用されているか否かの確認